

はじめに

平成28年度税制改正法案は、原案どおりに平成28年3月29日に成立しました。施行日は、原則として平成28年4月1日です。本年度も改正内容への速やかな対応が望めます。

本年度の税制改正は、成長志向の法人税改革と消費税率引上げに伴う軽減税率制度の導入が大きな柱です。

法人に関する税制は、収益力向上を目指す観点から、設備投資に関する改正、地方法人課税の偏在是正に関する措置や地方拠点強化税制の拡充が講じられ、企業版ふるさと納税の創設といった改正項目が盛り込まれています。また、30%台を切ることとなった法人実効税率により経済の好循環が促されます。

消費税については、税率が10%への引上げと、併せて導入される軽減税率の対象品目が「酒類及び外食を除く飲食料品全般」及び「定期購読契約をした週2回以上発行の新聞」とされることが決定しました。なお、平成29年4月からの実施に関しては、軽減税率の導入に必要な「安定的な恒久財源を確保」することが附則に定められています。

全体的には、安倍内閣が新たに打ち出した「新三本の矢」、つまり、「希望を生み出す強い経済」、「夢を紡ぐ子育て支援」及び「安心につながる社会保障」を構築するための新制度が目立ちます。

所得税では、多世帯（三世帯）同居に対応した住宅リフォームに関する税額控除や、空き家に係る譲渡所得の特別控除の制度が導入されました。通勤手当の非課税枠の拡大は、今年の1月1日に遡及して適用されますので留意が必要です。

その他にも、国税のクレジットカード納付制度が創設され、マイナンバーを記載する対象書類が大幅に縮減されました。

本冊子は、平成28年度税制改正の内容を、図表を用いてわかりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸いです。